亀岡市環境ロゴマークの使用に関する許可基準

ロゴマークの使用にあたっては、別に定める使用申請書を亀岡市環境市民部環境政策課に提出し、許可を得てください。許可基準については、以下のとおりです。全ての基準を満たす必要があります。

- ①「自然環境の保全」「プラスチックごみゼロ宣言の主旨等のごみの減量」 「資源循環の促進」等、環境に配慮した公益性のある行為であること。
- ②ロゴマーク自体を商品として扱うものでないこと。
- ③ロゴマークのデザインを改変するものでないこと。

(色の変更、縦横の比率変更、一部削除、文字部分のサイズ変更等) ※ロゴマークは、文字部分とマーク部分、合わせて1つのデザインです。

④ロゴマークが識別できる使用方法であること。(背景色との同化がないもの、他のマーク等の一部となっていないもの等)

- ⑤商品のタグやプリント等に使用する場合、その商品が①の目的を有したものであること。
- ⑥上記の基準に定めるものの他、必要のある場合は、作成者と亀岡市が 協議のうえ使用の可否を判断する。